

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047  
千代田区内神田1-2-2  
小川ビル7階  
神田合同税理士事務所  
TEL 03(3518)2711(代)  
FAX 03(3518)2712  
携帯 090(2212)0306  
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、「物流の2024年問題」が迫ってきていますので、詳しく説明したいと思います。「物流の2024年問題」とは、働き方改革関連法に基づいて2024年4月1日以降、年間の時間外労働時間の上限を960時間とする規制が設けられることによって発生する諸問題の総称です。物流の2024年問題は、運送会社の利益の減少、トラックドライバーの給与の減少やそれに伴う離職など、運送業界に大きな影響を与える問題となっています。

### 働き方改革関連法とは？

働き方改革関連法は、2018年6月に改正された労働基準法など八つの法律の総称です。長時間労働の規制や有給休暇取得の義務化など労働環境の是正、「同一労働・同一賃金」の実現など、日本の労働慣行を見直して生産性を向上させていくことが目的で、故安倍晋三元首相は施政方針演説で「戦後に労働基準法が制定されて以来、70年ぶりの大改革となる」と強調していました。

残業時間はそれまで、労使が協定を結べば事実上の青天井でしたが、原則で「月45時間、年360時間」などとする上限が罰則付きで定められました。労使が合意しても年720時間が限度で、大企業では19年4月、中小企業では20年4月から適用されています。

しかし、人手不足が続いて長時間労働が常態化していた自動車運送業界には、段階的に規制を適用するとして5年間の猶予期間が設けられていました。その際、時間外労働の上限も、例外的に「年960時間」となっています。

運送業界と同様に、猶予期間が設けられていた建設業界や医師などにも2024年4月から適用されますので、物流業界以外でも「2024年問題」への対応が急務となっています。



### 労働時間上限が法改正された理由

残業が多いと健康に悪影響があり、仕事と家庭の両立が困難になってしまう状況を改善するためです。

健康の確保は勿論ですが、女性のキャリア形成・男性の家庭参加を促し、少子化問題の改善も期待されています。また、ワークライフバランスを改善していくことで、女性・シニア層の働きやすい労働環境を整えていく狙いもあるようです。

#### 【厚生労働省 HP で紹介されている「働き方改革」の定義】

我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しています。

こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題となっています。

「働き方改革」は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の実情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

### 2024年問題とは？

2024年問題とは、2024年4月1日からトラックドライバーの年間の時間外労働（残業時間）の上限が960時間までに規制されることによって生じる様々な問題の総称です。960時間の規制により、トラックドライバーの労働時間が減少することになります。労働時間が減少するということは、一人のトラックドライバーが1日で運ぶ荷物の量が減ることになるため、運送会社としては、配送運賃を上げなければ売り上げが減ってしまうことになります。荷主との関係で運賃の値上げは簡単なことではなく、中小企業の運送会社の売上が減少し、経営が困難になる恐れがあります。

荷主が運賃を上げた場合には、運賃上昇によ

る商品への価格転嫁の可能性があり、消費者の負担が増えることになるかもしれません。

また、トラックドライバーも労働時間が短くなることで、トラックの走行距離も短くなり、残業代も減ってしまうため、給与も減少してしまいます。給料が下がれば離職するドライバーも増え、ただでさえドライバー不足の状況である中、さらにドライバー不足に拍車がかかる恐れがあります。

このように、**2024問題は、「運送会社の利益減少」「荷主の運賃上昇による商品への価格転嫁」「トラックドライバーの賃金減少」「ドライバーの離職」など重大な問題が含まれているのです。**

また、建設業も他の産業と比べて時間外労働の多い業種ですし、医師の長時間労働も常態化しており、見逃すことができない大きな問題となっています。

### 法律に違反したときの罰則は？

就業規則に違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金の罰則が設けられています。また、36協定を締結せずに時間外労働をさせた場合や、36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合にも同様の罰則が設けられています。

### 2024年問題への対策

#### 1. ドライバーの確保

運送会社としては、これまでどおりの業務量を処理するにはドライバーを増員する必要がありますが、ドライバー不足は深刻であり、その確保は容易なことではありません。そうした中で、他社と差別化して人材を確保するには、給与面、設備面、福利厚生面において改善していく必要があります。

#### 2. 勤務時間インターバル制度の検討

勤務時間インターバル制度は、勤務終了時間から翌日の始業時間までの間に、一定時間を確保することで、労働者の休息時間を確保する制度です。

#### 3. 副業解禁の検討

労働時間を削減することで、従業員の労働時間が減って自由になる時間が増える一方で、それに伴い給与も減少します。こうした不満を解消するために、従業員の副業を解禁することも考えられます。ただし、副業を認める場合には、会社にあったルール作りが必要です。

### 「天高く馬肥ゆる秋」とは？



「天高く馬肥ゆる秋」ということわざは秋の素晴らしさを表す意味で使われていますが、なぜ馬が登場するのでしょうか？

このことわざには怖い由来があり、秋になるとやってくる敵を警戒する言葉でした。「天高く馬肥ゆる秋」は、中国唐代の詩人・杜審言(としんげん)の漢書にある次の一文に由来します。

「雲浄妖星落 秋高塞馬肥」(そらきよくしてようせいおち あきたかくしてさいばこゆ)「妖星」とは凶事の前兆と信じられていた不吉な星(彗星や流星など)、「塞馬」とは北方の馬(遊牧民族・匈奴の馬)のことをさします。

秋になると肥えてたくましく育った馬に乗って敵(匈奴)が攻め込んで来て収穫物を略奪しに来るので警戒せよ、といったことわざです。

### 11月の税務と労務

- ・国税/10月分源泉所得税の納付 11月10日
- ・国税/所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- ・国税/所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- ・国税/9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、3月決算法人の中間申告 11月30日
- ・国税/12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- ・国税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- ・地方税/個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

### 12月の税務と労務

- ・国税/給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
- ・国税/給与所得者の扶養控除等(異動)申告書及び保険料控除申告書の提出 今年最後の給与を支払う前日
- ・国税/11月分源泉所得税の納付 12月11日
- ・国税/10月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 1月4日
- ・国税/4月決算法人の中間申告 1月4日
- ・国税/1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 1月4日
- ・地方税/固定資産税・都市計画税(第3期)の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務/健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内